

焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（物品製造等・役務）

焼津市が発注する物品製造等及び役務の提供に係る契約において、焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成11年焼津市告示第40号）に基づき実施する制限付き一般競争入札の取扱要領を次のとおり定める。

(委員会への諮問)

第1条 制限付き一般競争入札の実施及び入札参加資格等の設定に当たって、発注担当課は、発注する案件に応じ、焼津市物品製造等業者選定委員会又は焼津市建設工事請負業者等審査委員会（以下これらを「委員会」という。）事務担当課と協議のうえ、入札参加資格等設定調書（第1号様式）を作成し、委員会に諮るものとする。

2 委員会は諮問された案件に対する入札参加資格等を審議し、これを決定する。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第2条 制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、公告の日の翌日から10日以内（以下「申請期間」という。）に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、業務等の内容により市長が認める場合は、申請期間を延長又は2分の1までの間に限り短縮することができる。

（1）入札参加資格確認申請書（第2号様式 以下「申請書」という。）

（2）資料（ただし公告において、提出を求められていない場合は、以下の資料の全部又は一部について提出を省略することができる。）

ア 同種業務等の履行実績表（第3号様式）

同種業務等実績の証明となる書類（契約名、発注機関名、契約金額、契約期間、業務等概要が確認できる書類等）の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者等の資格・業務経歴表（第4号様式）

ウ 登記事項証明書等

（ア）法人の場合 法人・商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

（イ）個人事業主の場合 身分証明書及び成年被後見人及び被補佐人として登記されていないことの証明

エ 発注案件の業務等遂行にあたって、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく許可、登録、届出等（以下「許可等」という。）が必要な場合には、当該法令の許可等の写し

オ 発行日より3か月以内の納税証明書

（ア）法人税（個人事業主の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことを証明する納税証明書

（イ）焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明する納税証明書

カ 終了した直近の事業年度分の貸借対照表、損益計算書の写し

キ 許約書（第5号様式）

ク 印鑑証明書

ケ その他市長が必要と認め、公告で定めるもの。

2 前項に掲げる申請書及び資料は、公告で定める方法により提出するものとする。

（入札参加資格の確認通知の送付）

第3条 入札参加資格の確認にあっては、公告で定める期限までに入札参加資格確認通知書（第6号様式）によりファクシミリ等の適当な手段により通知するものとする。

（設計図書等に係る質問）

第4条 契約書案、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）に対する質問がある場合は、公告で定める方法及び期間中に質問書を提出することができる。

2 前項の質問があったときは、市長は公告で定める方法及び期限までに、当該質問に対する回答を行うものとする。

（現場説明会）

第5条 現場説明会は、市長が、必要があると認める場合でない限り行わない。

2 現場説明会を行うこととなった場合において、発注担当課は次の各号を配慮して行うものとする。

（1）入札参加希望者が互いに対面することがないように個別に行うこと。

（2）現場説明において、他の入札参加希望者の名称及び業者数等を漏らしてはならない。

（業務費等内訳書）

第6条 市長は、入札の執行にあたって、入札金額の適正性を審査するため、入札参加者に対して、入札金額の積算の根拠となる業務費等の内訳を求める場合がある。

2 前項に規定する業務費等の内訳を求める場合は、公告において定めるとともに、入札参加者は、業務費等内訳書（第7号様式）を作成し、入札執行に先立ち、提出するものとする。

3 市長は、提出された業務費等内訳書を審査し、内容に著しい不備があると判断する場合は、当該内訳書及びその入札を無効とする場合がある。

4 前号の規定による無効の判断は、焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領の規定により行う。

（入札の延期）

第7条 次の各号のいずれかに該当した場合は、入札を延期することができるものとする。

（1）設計図書等の内容に不備又は誤りがあった場合

（2）談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手した場合

（3）その他、市長が必要と認める場合

2 入札を延期する場合は、ファクシミリ等の適当な手段により入札参加資格者に、本件入札を延期する旨と変更後の入札日程等を通知するものとする。

(入札の中止)

第8条 次の各号のいずれかに該当した場合は、入札執行を中止するものとする。

(1) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、入札を執行するのが適当でない

と判断される場合

(2) その他、市長が必要と認める場合

2 入札を中止する場合は、ファクシミリ等の適当な手段により入札参加資格者に通知するものとする。

(技術者等の配置)

第9条 落札者は、配置予定技術者等の資格・業務経歴表に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。ただし公告において、配置を求められていない場合は、この限りではない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。

第1号様式

(第1条関係)

第2号様式

(第2条関係)

第3号様式

(第2条関係)

第4号様式

(第2条関係)

第5号様式

(第2条関係)

第6号様式

(第3条関係)

第7号様式

(第6条関係)